

大川市議会第4回定例会会議録

令和5年9月4日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記	松 家 奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口 絵 美

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

- 報告第4号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第50号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 大川市企業の誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 令和4年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 令和4年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 令和4年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 令和4年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 令和4年度大川市水道事業会計決算認定について
- 議案第57号 令和4年度大川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第58号 令和4年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第59号 令和4年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第60号 令和5年度大川市一般会計補正予算
- 議案第61号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第62号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計補正予算

議案第63号 財産の処分について

議案第64号 大川市教育委員会委員の選任について

議案第65号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第4号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第63号～第65号、諮問第1号、第3号)

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(諮問第2号)

午前9時30分 開会

○議長（遠藤博昭君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで、御報告申し上げます。箴島かおる議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告申し上げます。

また、7月の豪雨の際には、久留米市やうきは市などで甚大な被害が出ております。お亡くなりになられた方には心よりお悔やみ申し上げます。それとともに、いち早い復旧・復興がなされますことを心から願うものでございます。

それでは、出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第4号 大川市健

全化判断比率及び資金不足比率の報告についてなど20件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から9月22日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの19日間と決定しました。

なお、本会期中における議事日程については、お手元に配付しております日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案20件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第4号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてまで及び諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについての案件19件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、令和5年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多端の中にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は20件であります。その内訳は、報告1件、条例議案2件、決算認定に関する議案6件、予算議案3件、その他8件であります。

まず、報告第4号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4

年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

次に、議案第50号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法及び母子保健法の改正により、令和6年4月1日から、市町村は児童及び妊産婦の支援を行うための拠点としてこども家庭センターの設置に努めなければならないとされたことから、法律の施行に先立ち、既に体制が整っている大川市子育て支援総合施設にこども家庭センターを設置するに当たり、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第51号 大川市企業の誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、企業立地を取り巻く環境の変化や本市における交通インフラの整備が進む中、企業誘致奨励制度における指定要件を緩和し、対象事業所や奨励措置を拡充することにより多様な企業の誘致を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第52号 令和4年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第55号 令和4年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

4議案とも、それぞれ令和4年度歳入歳出決算の認定をお願いするものでありまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書及び当該決算に係る主要な施策の成果を説明する付属書類を配付しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第56号 令和4年度大川市水道事業会計決算認定及び議案第57号 令和4年度大川市下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書を添えて提出しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第58号 令和4年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度の大川市水道事業会計未処分利益剰余金2億2,961万8,977円のうち、6,491万8千円を建設改良積立金に積み立て、9,355万8,057円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求める

ものであります。

次に、議案第59号 令和4年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度の大川市下水道事業会計未処分利益剰余金1億670万8,859円のうち、4,344万7,579円を減債積立金に積み立て、5,871万8,951円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 令和5年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

総務費につきましては、特別職報酬等審議会委員報酬14万4千円、税務システム改修業務委託料214万3千円を計上いたしております。

民生費につきましては、高齢者生活応援臨時商品券配布事業6,916万円、公的介護施設等整備補助金759万円等、計7,741万7千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、畜産振興総合対策事業費補助金154万9千円、排水ポンプ施設整備事業1億3,400万円を計上いたしております。

教育費につきましては、大川市立図書館にカウンター席を設置するために必要な施設工事費248万8千円、木製机・椅子備品購入費314万5千円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は2億2,088万6千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない排水ポンプ施設整備事業について、翌年度への繰越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、戸籍システム切替業務委託料について、追加をお願いするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第61号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年度から地方税統一QRコードを国民健康保険税の納付書に印字する必要があるため、税務システム改修業務委託料について補正しようとするものでありまして、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当する次第であります。

次に、議案第62号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和4年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものでありまして、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当する次第であります。

次に、議案第63号 財産の処分について御説明申し上げます。

本議案は、旧三又小学校跡地の処分に関するものでありまして、去る8月1日、市有財産売買の仮契約を締結しましたので、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 大川市教育委員会委員の選任についてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市教育委員会委員に木下明子君を選任しようとするものであります。

同君は、人格識見ともに優れ、社会的信望も厚く、教育、学術及び文化に関して優れた識見を必要とする市教育委員会委員として最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第65号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市固定資産評価審査委員会委員に松尾寿子君を選任しようとするものであります。

同君は、人格識見ともに優れ、社会的信望も厚く、地域社会発展のために貢献されているところであり、固定資産税の公正さを期す任務からして最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第1号及び諮問第3号の人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として、中村武四郎君及び宮崎郁子君を推せんしようとするものであります。

両君は、人格識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤博昭君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第4号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第63号 財産の処分について、議案第64号 大川市教育委員会委員の選任について、議案第65号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、諮問第1号及び諮問第3号の人権擁護委員候補者の推せんについての以上6件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第4号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第4号については、以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第63号 財産の処分についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第63号 財産の処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 大川市教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻まで

に質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第64号 大川市教育委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第65号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第65号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案の朗読を省略し、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、永尾学君の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、同君の退席を求めます。

〔永尾学議員退席〕

それでは、これから提案理由の説明を行います。市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて御説明申し上げます。

議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として永尾学君を推せんしようとするものであります。

同君は、人格識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤博昭君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて質疑を行います、所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。川野議員。

○10番（川野栄美子君）

永尾さん、新しく議員になられての擁護委員に推薦をされましたけど、議員であるからこそ、これは別にここを推せんで上がる必要ないだろうと思いますが、なぜそういったふうな感じになったのか、もう少しお聞かせください。

○議長（遠藤博昭君）

今の討論は賛成ですか、反対ですか。

○10番（川野栄美子君）続

答えによって考えます。

○議長（遠藤博昭君）

賛成か反対かを先に通告してから討論をお願いしたいということです。川野議員。

○10番（川野栄美子君）

賛成の立場でありますけれども、やっぱり中身が議員でありますのでね。議員だったら、こういうふうなものにどんどん入ってくるというものはなかなかおかしいものでありますので、その付近のところをしっかりと聞かないと、またこれと同じようなものになりますので、そこをしっかりと討論としてお聞きしたいということでもあります。

○議長（遠藤博昭君）

今の、御意見としてお伺いいたしておきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

ここで除斥議員の入場を求めます。

〔永尾学議員入場〕

次に、この際、お諮りいたします。明日9月5日と6日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る9月7日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

なお、ここで、先ほど大川市教育委員会委員に選任同意されました木下明子君から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。

○教育委員（木下明子君）（登壇）

皆様おはようございます。ただいま大川市教育委員会委員に選任の御同意を受けました木下明子と申します。大川市の新しい教育委員として、微力ではございますが、皆様方のお力添えができたらと思っております。

私自身、この大川の地で子育てをさせていただきまして、本当にたくさんの皆様に支えられながら本日ここまで来ることができました。そういった中で、そのような視点を生かして大川市に何か声を届けてほしいといったお声がけをいただき、大川市子育て協議会などにも参加させていただいております。大川市が直面する様々な教育課題を大川市民の皆様と連携を取りながら解決していくことの大切さ、実感しております。

一大川市民としてですけれども、また、大変微力ではございますが、どうぞ皆様方のお力添えをいただき、誠心誠意、教育委員会、努めさせていただきましますので、どうぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

また、本日ここに御参集の皆様方の御健康、御多幸を祈念し、また、大川市の発展を祈念いたしまして、御挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時58分 散会